

主な指摘事項 【短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護】

区分	項目	内容	文書指摘 件数
運営	内容及び手続の説明 及び同意	<p>重要事項説明書及び契約書（以下「契約書等」）について、下記の点につき修正・追記を行うこと。今後については、修正・追記を行った契約書等にて同意を得ること。すでに同意を得た利用者については、修正・追記があることを説明し同意を得ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護に係る利用料の支払を受けた場合（償還払い）について、利用者に対してサービス提供証明書を交付する旨を明記すること。 ・事故発生時の対応について記載すること。 	2件
運営	運営規程	<p>運営規程について、下記の点につき修正・追記を行うこと。なお、運営規程の変更については、変更届の提出が必要なため、市高齢者総合支援室宛てに変更届を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の送迎の実施地域について記載すること。 	1件

計3件